

I 研究の概要

研究の概要

1. 研究の目的

平成13年1月に「21世紀の特殊教育の在り方について」、さらに平成15年3月には「今後の特別支援教育の在り方について」が公表され、従来の特殊教育の在り方が大きく変化しようとしている。特に、障害種別の「盲・聾・養護学校」の制度から、障害種にとられない「特別支援学校」の制度に改めることが提言された。この制度の改訂を進める上では、盲・聾・養護学校の教育課程を見直し、「特別支援学校」の教育課程の基準について、その在り方を検討することが緊急の課題である。

一方、教育課程の基準（通常教育）については、教育課程の編成・実施の実態等の調査・分析しつつ、不断に見直し、その改善に向けた検討を行っていくことが必要であるとされている。このため、従来、基準の改訂時に必要に応じて設置されてきた教育課程審議会の在り方が見直された。

このような動向を踏まえながら、新たな特別支援教育体制への移行を念頭に置きつつ、我が国の特殊教育（特別支援教育）に関する教育課程の基準の在り方について、継続的に研究、検討していくことが必要となっている。教育課程の基準のよりよい在り方を検討する際に、海外の国々の特殊教育に対応する教育課程について情報を整理し、批判的に検討していくことは欠かすことのできない研究である。

そこで、本研究では、今後の我が国の特殊教育に関する教育課程の在り方を検討するために、主要国の教育課程、特に特殊教育に対応した教育についての教育課程の基準、学校の教育課程、その教育課程の運用についての情報を整理し、それらの課題について検討することとする。

2. 研究の方法

本研究は、プロジェクト研究「21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究」（平成13年度～平成15年度）の一部として実施された。今後の特殊教育の教育課程の在り方を検討するために、教育課程の基準、学校の教育課程、その教育課程の実施について、イギリス・ドイツ・イタリア・アメリカ・フランスを対象とし、その情報を収集整理して、課題を検討した。

この研究では、その方法として、大きく2つのアプ

ローチをとった。

第1は、特殊教育に対応した教育課程に関する文献研究であった。教育課程、特殊教育に対応する教育課程に関する研究の動向を整理するとともに、検討を加えて、その討議の中から、次の訪問調査の調査項目を整理した。

第2は、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアへの訪問調査であった。所内研究分担者を主として調査チームを編制し、特殊教育に対応する教育課程の基準、学校の教育課程、教育課程と授業の実際について訪問調査（表1）を実施した。

3. 研究の経過

平成13年度には、本プロジェクト研究の課題整理を踏まえて、主要国の教育課程を整理する調査フォーマットについて検討し、項目を整理した。その際には、国立特殊教育総合研究所（2002）の「主要国の特別な教育的ニーズを有する子どもの指導に関する調査研究、科学研究費補助金(特別研究促進費(2))研究成果報告書」とその他の文献情報を手がかりに、各国のカリキュラムの概略について、表2の項目で情報を整理した。

平成14年度には、各国の特殊教育に対応する教育課程についてフランスとイギリスの訪問調査を実施した。調査分担者、調査先等について表1に整理した。

平成15年度には、ドイツとイタリアの訪問調査を実施し、これらの情報をもとに、各国の訪問調査をまとめた。訪問調査を実施していない国の情報も整理し、各国の課題、共通の課題、我が国の教育課程を検討する上で参考になる視点について検討した。

4. 報告書の構成

この研究報告書は次のような構成となっている。

最初に、「研究の概要」では、研究の目的、研究の方法、研究の経過について整理した。

「主要国における特殊教育に対応する教育課程の概要」では、調査項目に基づきながら、各国の情報を整理し、共通の課題と参考となる視点について検討した。

次の「主要国における特殊教育に対応する教育課程」では、イギリス、ドイツ、イタリア、フランスの訪問調査について報告した。また、アメリカについては文献等からの情報を基に、その教育課程を整理した。各国の教育制度や教育課程について、また特殊教育に対

応する教育課程とその実際を述べ、その課題について 後の課題と展望について述べている。
考察した。

(徳永 豊)

「まとめと今後の課題」では、この研究を踏まえた今

表1 各国の訪問調査の概要について

<p>対象国 フランス 日程 平成14年10月7日～平成14年10月9日</p> <p>訪問者 棟方哲弥(情報教育研究部)</p> <p>訪問先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国知的障害者の保護者と友の会連合会 Union Nationale des Associations de Parents et Amis de Personnes Handicapées Mentales(UNAPEI) ・ポプラ医療教育院(厚生省系特殊教育施設) L'Institut Médico-Educatif -les Peupliers- ・フランス国立特殊教育研究研修センター Centre national d'études et de formation pour l'enfance inadaptée(C.N.E.F.E.I.)
<p>対象国 イギリス 日程 平成15年2月22日～平成15年3月1日</p> <p>訪問者 穴戸和成(聴覚・言語障害教育研究部) 徳永 豊(知的障害教育研究部) 助川 隆(文部科学省特別支援教育課)</p> <p>訪問先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブレント(Brent)地区知的障害養護学校 Woodfield Secondary School 11-16 MLD ・教育技能省調査 DfEE Special Educational Needs Division ・ブレント(Brent)地区肢体不自由養護学校 Grove Park School 2-19 PD ・ブレント(Brent)地区地方教育局 Special Educational Needs Service (SENS) ・カムデン(Camden)地区聾学校 Frank Barnes School 3-11 HD ・カムデン(Camden)地区知的障害養護学校 Manor School 4-11 SLD EBD
<p>対象国 ドイツ 日程 平成15年6月21日～平成15年6月30日</p> <p>訪問者 笹本 健(肢体不自由教育研究部) 當島茂登(肢体不自由教育研究部) 石塚 等(文部科学省特別支援教育課)</p> <p>訪問先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ムルティンゲン州文部省 Ministerium fuer Schule und Jugend und Kinder ・ケルン市の知的障害養護学校 Schule fuer Geistigbehinderte,Pestalozzi-Schule ・シュルツゲイヒ・ホルシュタイン州の文部省 Ministerium fuer Bildung,Wissenschaft,Forchung,und Kultur ・シュルツゲイヒ・ホルシュタイン特別支援センター IQSH – BIS Beratungsstelle fuer Integrearion ・キール市の基礎学校 Grundschule ・ケルン大学治療教育学部 Universitaet zu Koeln Heilpaedagogische Fakultaet
<p>対象国 イタリア 日程 平成15年5月24日～平成15年6月1日</p> <p>訪問者 穴戸和成(聴覚・言語障害教育研究部) 武田鉄郎(病弱教育研究部)</p> <p>訪問先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立コルニ工業高校 Istituto Professionale Statale per l'Industria el'Artigianato "Corni" ・国立パスクオーレ・パオリ中学校 Scuola Media Statale "Pasquale Paoli" ・国立チッタデッラ幼稚園 Scuola Materna Statale "Cittadella" ・カッタネオ高校 Istitute D'Istruzione Superiore "C.Cattaneo" ・私立トマス・ペレグリーニ聾学校・小・中学校 Institute "Tommaso Pellegrini" ・モデナ教育委員会 ・ポローニア大学

表2 各国の特殊教育に対応した教育課程に関する基礎情報の項目

項目1	<ul style="list-style-type: none"> 1 通常教育と特殊教育の区別はあるのか。 2 通常教育と特殊教育の目標について、同じか、違うのか。 3 それぞれにどのように考えられているのか。
項目2	<ul style="list-style-type: none"> 1 通常教育で、国で定めた教育課程の基準である「学習指導要領」に類似したものはあるのか。それが適用される範囲はどうなっているのか。 2 通常教育で、州又は県の教育委員会において、教育課程の基準はあるのか。 3 さらに、盲・聾・養護学校の教育において、上記の基準はあるのか。
項目3	<ul style="list-style-type: none"> 1 項目2で、盲・聾・養護学校に基準がある場合、その基準と通常教育における基準は、どのような関係、どのようなつながりがあるのか、ないのか。 2 つながりがある場合に、どのような工夫をして、個々の子どもの状態に応じた教育課程の基準を記述しているのか。
項目4	<ul style="list-style-type: none"> 1 項目2の基準において、幼児、児童・生徒、移行教育（職業教育、進路指導）における特徴がある場合、通常教育と特殊教育に分けて、その特徴は何か。
項目5	<ul style="list-style-type: none"> 1 個別教育計画、個別の指導計画等に類似したものはあるのか。ある場合に、その対象となる児童生徒、また指導計画の作成手続きは、どのようなものなのか。
項目6	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害のある子どもの学習において、取りうるべき手だてを規定した法律等があるか。 (障害特性に応じた拡大鏡の使用、文書による指示、パソコンの使用等)